平成２２年（フ）第９９号
新潟県三条市西本成寺１丁目36番14号　シティハイムＹ203号室、前住所新潟県三条市西本成寺１丁目20番10号
債務者　山口　恵子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第４６９号
香川県高松市宮脇町２丁目37番２　市営住宅旭ヶ丘団地202号室
債務者　永木芽実こと　永木　基惠
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１８６号
香川県木田郡三木町大字下高岡2282番地６
債務者　林　　哲也
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３８４号
香川県東かがわ市松原497番地２
債務者　田中　明美（旧姓枡谷）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第９５号
岩手県北上市花園町２丁目２番10号、前住所岩手県北上市花園町１丁目１番10号　片方レジデンス203号
債務者　石川　　修
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１０８号
岩手県花巻市西大通り２丁目20番21号、前住所岩手県花巻市星が丘１丁目10番30号
債務者　菅原　洋子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１１２号
岩手県北上市飯豊９地割74番地８
債務者　佐々木美由紀
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１１３号
岩手県北上市飯豊９地割74番地８
債務者　佐々木　亙
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１１４号
岩手県和賀郡西和賀町沢内鍵飯17地割37番地
債務者　有馬　直美
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１４７２号
仙台市宮城野区白鳥２丁目５番31号
債務者　鈴木　郁男
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２６６号
福島市飯坂町湯野字上川原１番地の１　住宅型有料老人ホーム花ゆら
債務者　安藤　徳一
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３１０号
福島市成川字前田19番地の４
債務者　藤田　　徹
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第９８号
千葉県夷隅郡御宿町須賀485番地
債務者　山下建一郎
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
千葉県茂原市千町672番地
債務者　宗田　江美
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
千葉県茂原市大登92番地
債務者　板倉　幸代
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１１４号
千葉県長生郡白子町幸治2808番地２
債務者　野宮眞理子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
千葉県木更津市畑沢３丁目26番15号　ハイネス畑沢201
債務者　能城　明奈
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
千葉地方裁判所木更津支部